令和８年度 第１回日野市子ども・子育て支援会議

日時：令和８年６月 25 日（木）
午後６時 30 分～午後８時 30 分
場所：子ども包括支援センター多目的室

出席者　委　員　髙橋(遊)委員　岸田委員　長谷川委員　城山委員
本村委員　髙橋（豊）委員　福田委員
遠藤委員　山本委員　田中委員　岡村委員
萩原委員　中田委員

事務局　村田子ども部長　滝瀬子育て課長
中里子育て課係長　丸山子育て課係長　室星子育て課主事
木暮保育課長　飯野保育課長補佐　堀口保育課係長
藤井子ども家庭支援センター長
横堀子ども家庭支援センター課長補佐
高原発達・教育支援課長

欠席者　髙橋(暁) 委員　藤浪委員　倉本委員
水島委員　真﨑委員　中井委員　小島委員

傍聴者　３名

事　務　局
定刻となりましたので、只今より令和８年度　第１回日野市子ども・子育て支援会議を開催いたします。

委員の皆様方には、本日はお忙しいところ、またお足元の悪い中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私は事務局の子育て課長の滝瀬でございます。
今年度最初の会議でございますので、本会議の会長・副会長の紹介までの進行を、事務局が務めさせていただきます。

今年度に新たに委員になられた方の委嘱状は、恐れ入りますが、机上に置かせていただきました。ご確認をお願いいたします。

本日の出席状況ですが、出席者は13名。欠席として、倉本委員、藤波委員、髙橋委員、小島委員が欠席か少し遅刻されるということで、あと中井委員がご欠席、あとのお二人はおそらくこちらに向かっていらっしゃるかなと思っております。
委員定数の過半数を超えておりますので、日野市子ども・子育て支援会議条例第7条により会議が成立していることをご報告します。

それでは、次第に従いまして、石毛副市長よりご挨拶をさせていただきます。
副市長、よろしくお願いいたします。

副　市　長

皆さん、こんばんは。今紹介がありました副市長の石毛でございます。

この４月に副市長の職を拝任いたしまして、子ども部であったり、教育委員会であったり、担当させていただいているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日は令和８年第１回目の日野市子ども・子育て支援会議ということで、今日は雨でお足元の悪い中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。それから、本日から３名の委員が新しく参加していただいているということでお引き受けいただきまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。委員の皆様におかれましては、今年度は昨年度に策定をいたしました、ひのっ子若者未来プランの進捗の評価、それから今後の施策推進に向けた議論を重ねていただくご予定でございます。このプランは一人一人の子ども、若者が自分らしく健やかに育ち安心して子育てができるまちの実現を目指すものでございます。令和８年度の日野市政におきましては、子ども誰でも通園制度の本格実施や５歳児健診の開始に向けた準備、保育人材の確保など、最重点事業として位置づけえ取り組んでいるところでございます。あわせて潤徳学童クラブの建て替えや全ての児童館における Wi-Fi 環境の整備。それから小中学校のネットワーク環境の高速化などハード面の整備も合わせて、着実に推進しているところでえございます。一方で、社会環境が急速に変化をする中で、子ども・若者、それから子育てに関わる皆様が直面している困難はますます多様化、複雑化している状況にあるかというふうに考えてございます。そういう意味におきまして、子育て、それから子ども支援、これらを真に実効性のあるものとえしていくえためには実践されている、あるいは、日々現場で、子どもの声に耳を傾けていらっしゃる皆様方のご知見というものが何より必要不可欠ではないかと考えているところでございます。私は４月に着任したということでございますけれども、3 月末までは東京都庁の方で 28 年間公務員として勤務してきたところでございます。特に、直近の 11 年間は教育委員会の事務局の職員として都立高校であったり、特別支援学校の改革といった形で業務に従事させていただいてところでございます。そういう意味で、未来の東京、さらには日本を担う子どもを育てていく。またそれを支えるご家庭はもちろんですけれども、地域の方々を含めて、それを支援されている方々は行政としてしっかり支えていくということは大事だなと日々思いながら仕事を進めてきたところでございます。また家に帰れば２人の子どもの父親という立場もございますので、そういう意味で子ども・子育てを支援の施策を充実していくということは非常に大事だなというふうに思っているところでございます。今後１年間、日野市の子どもたちの健やかな成長と子育て家庭の笑顔のために皆さま方に置かれましては忌憚ないご意見、それからご提案をいただければなというふうに思っております。ぜひ日野市の子育て支援に向けて、皆様のお力添えをいただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いできればと思います。私から以上でございます。

事　務　局

石毛副市長、ありがとうございました。

続きまして、次第の2　委員紹介でございます。
まず、新委員みなさまより、お名前と、ひとこと自己紹介をお願いします。

≪新委員より自己紹介≫

事　務　局

続いて、引き続いての委員のみなさま、お名前とひとこと自己紹介をいただきたいと思います。

≪出席委員より自己紹介≫

事　務　局

それでは続きまして、次第の3　本日出席しております事務局の紹介をさせていただきます。

≪事務局紹介≫

事　務　局

続きまして、次第の４　本会議の会長、副会長の紹介を行います。
今年度は任期が二期目ですので、会長は実践女子大学の田中委員に、副会長は青少年委員の会よりご参加いただいている岡村委員に引き続きお願いをいたします。

令和８年度　第１回目の会議でありますので、ひとことごあいさつをお願いいたします。

≪会長あいさつ≫

ありがとうございます。つづいて岡村副会長、お願いいたします。

≪副会長あいさつ≫

ありがとうございました。

続きまして、本会議の公開について確認をさせていただきます。

日野市子ども・子育て支援会議条例施行規則第4条により、会議及び会議資料については原則公開となります。また、議事録についてですが、後日、委員の皆様に確認いただいた上で、市のホームページで公開となりますことをあらかじめご了承ください。議事録作成のため、議事を録音させていただきます。録音のためレコーダーを使用しますが、正しく録音されるための注意事項を説明させていただきます。複数で同時に発言をすると音声認識の精度が低くなるため、発言する際には手を挙げていただき、お一人ずつ発言をお願いします。ご発言の際は、電源を入れてから1秒程度おき、必ず「滝瀬です」のように名前を名乗っていただき、発言の最後には「以上です」とお話しください。
以上、ご協力をお願いいたします。

次に傍聴についてです。本日は3名の方から会議傍聴の申し出があったことをご報告します。

では、以降の会議の進行については、田中会長にお願いいたします。

会　長

それでは、次第にそって会議を進めさせていただきます。

なお、会議を進めるにあたり、できるだけ多くの皆様にご発言いただきたいと思いますので、それぞれのお立場からの視点だけにとらわれることなく、一市民としてのご発言でも結構ですので、活発に意見交換をお願いします。
また、事務局からも説明がありましたが、この会議は原則公開となっており、傍聴や、議事録も公開されます。そうしたことも踏まえ、委員の皆様におかれましてはそれぞれの発言内容を互いに尊重し、建設的な話し合いの場となるようご協力をお願いします。
では、まずは本日の配布資料の確認を事務局からお願いします。

事　務　局

それでは、配布資料について説明させていただきます。

上から順に、まず、本日の次第です。続いて、
資料1.　令和８年度子ども・子育て支援会議委員名簿
資料2.　子ども・子育て支援会議事務局名簿
資料3.　子ども・子育て支援会議の役割と今後のスケジュール
資料4.　子ども・子育て支援事業計画の進捗状況　教育・保育（令和7年度実績）
資料5.　待機児童解消の状況等について
資料6.　子ども・子育て支援事業計画の進捗状況　地域子ども・子育て支援（令和7年度実績）
資料7.　令和7年度児童虐待相談受理件数
資料8.　児童館条例の改正に関するパブリックコメントの実施について
資料9.　学童クラブに対する民間活力導入方針について

資料10.　こども性暴力防止法リーフレット
資料11.　子ども条例委員会からの答申について
資料12.　子ども条例委員会答申書
資料13.　日野市家庭的保育事業等における虐待等案件発生時の報告先について

本日の資料に不足がありましたら、この場でお申し出ください。また、本日「ひのっ子若者みらいプラン」をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、お申し出ください。資料の確認は以上です。

会　長
ありがとうございました。
では次第5. 会議の役割と今後のスケジュールについて、事務局からお願いします。

事　務　局
次第5. 会議の役割と今後のスケジュールについてです。資料3をご覧ください。

本会議は、子ども・子育て支援法第72条第１項の規定に基づき、条例により設置されているものです。支援法では、市町村は子ども・子育て支援事業計画の策定などの事務を処理するため、審議会等の機関を設置することが求められており、本市におきましては、平成25年９月に「日野市子ども・子育て支援会議条例」を制定し、本会議を設置いたしました。
本会議の役割としては、資料３の左上の表中に記載のとおり、「法に定められた事項について市の決定に先立って、市長に意見を述べる役割「や「市の取組を継続的に調査審議」する役割がございます。審議にあたっては地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえる必要があることから、幅広い分野の委員で構成する会議体として、20人の委員で構成しております。

また、本会議の下に、特に専門的な事項を調査審議するため必要があるときは専門部会を設置することができると規定しております。

令和７年度より第１期日野市こども計画及び第３期日野市子ども・子育て支援事業計画であります「ひのっ子若者みらいプラン」がスタートしております。令和11年度までの５カ年計画として、委員のみなさまにプランの進捗等についてご審議いただくこととなります。

続いて、会議のスケジュールです。令和８年度については、年４回の開催を予定しております。今回は初回ということで対面とさせていただきましたが、次回以降はWebでのご参加も選択いただける形での開催とさせていただきます。会議の役割とスケジュールに関する説明は以上です。

会　長

ありがとうございました。このことについて、ご質問、ご意見はございますか。

ありがとうございました。では次第６．審議事項に移ります。
日野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、事務局から報告をお願いします。

事　務　局

審議事項、令和７年度日野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、まずは私からは、①教育・保育についてご説明いたします。

資料４をご覧ください。
この資料は、子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の進捗状況を整理したものです。表の上段には、確保方策、いわゆる計画値を記載しています。これは、見込まれるニーズに対して、市としてどの程度の受け皿を確保するかを示した数値です。一方、表の下段には、令和７年度の実績を記載しています。令和７年度の実績については、全体としては、おおむね計画上の確保量の範囲内に収まっている状況です。ただし、２号認定のうち、教育利用を希望するもの以外、表でいう「２号認定・左記以外」の欄については、確保量合計が2,588 人であるのに対し、実績合計が 2,609 人となっており、実績が 21 人上回っています。この点だけを見ると、確保量が不足しているようにも見えますが、上段の確保量は、主に市内施設における受け皿を基に整理している一方、下段の実績には、市外施設を利用された方も含めて集計しています。そのため、実績が確保量を 21 人上回っていることをもって、直ちに市内の受け皿が不足していると判断するものではありません。現時点では、市外施設の利用分も含めた実績上の差であることを踏まえ、市内の受け皿については、おおむね確保されているものと考えています。

ただし、量は確保しましたが、地域の偏りなどにより待機児童が発生しています。
詳細は資料５をご覧ください。

資料５、保育園の待機児童解消の状況について説明します。
待機児童解消の状況等についてということで、保育量の拡大については、令和６年度までの「新！ひのっ子すくすくプラン」、令和７年度の「ひのっ子若者みらいプラン」に基づき進めてきました。令和８年４月時点で、待機児童数は前年比微増となっており、特定の地域で申込みが若干集中するなどの保育需要の偏りが生じています。
（１）待機児童数等の推移になります。令和元年度までの保育施設整備により、平成 29 年４月１日時点で 252 人の待機児童数は、令和６年４月１日には 26 人まで減少しました。し

かしながら、令和８年４月１日では、２歳児の人口増加に加えて、利用意向も高まったことなどから、前年度を上回る３１人（前年比１人増）の待機児童数となる見込みです。なお、年齢別の待機児童数では、令和７年度比で１歳児は減少したものの、２歳児が５人から９人と増加しており、地域では多摩平地域、日野地域で多くなっています。社会情勢の変化等にも十分注視し、今後の保育需要を見極めていく必要があります。
裏面をご覧ください。（２）今後の取り組みです。
令和８年度の申込数は、令和７年度の1,282件と比較し、1,278件と4件ほど少なくなりましたが、当面の間、保育ニーズは増加傾向にあることを踏まえ、令和９年度以降の保育需給の分析を行ったところ、１歳児および２歳児において保育の需要数が供給数を上回る見込みとなったことから、引き続き待機児童対策を強化する必要があると考えています。
令和９年度以降についても、待機児童が生じている地域でなどでの既存の保育園・幼稚園を有効活用したさらなる待機児童対策を検討しています。
具体的には、令和9年4月に私立幼稚園を幼保連携型認定こども園へと移行し、保育を必要とする1歳児からの受け入れを新たに開始することで、現在、日野ふたば幼稚園と日野ひかり幼稚園と協議を進めております。

また、令和１１年度に向けて保護者と調整を行いながらみなみだいら保育園の民営化を行う予定であり、今後の保育需要を見極めながら定員拡大を検討します。

日野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況のうち、資料４、５の教育・保育の説明は以上です。

事　務　局

続きまして、②地域子育て支援事業について資料6でご説明をさせていただきます。
令和７年度からの「ひのっ子若者みらいプラン」記載の１５の事業について、量の見込み及び実績について記載をしたものです。

子育て課からは（３）の放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）についてご説明します。令和6年度の実績は、参考として記載をしております。低学年、高学年合わせて２，３２５人となっています。
令和７年度の欄をご覧ください。令和７年度実績は、低学年・高学年合わせて２，３０１人となっています。前年度と同程度の児童数となっております。

学校児童数に対する学童クラブ入所児童数の割合を「出現率」と呼んでいますが、この「出現率」は、令和元年度の４３．４％から令和７年度は５１．１％に増加しております。

施設整備や公共施設の転用などを行い、受入できる定員数を確保しているところでございます。
　一部の地域では、今後も申請児童数の増加が見込まれることから、学童クラブの施設整備や学校敷地内や余裕教室の活用、また公共施設の利活用を図り、環境整備を実施してまいります。

事　務　局
　同じく資料6をご覧ください。子ども家庭支援センターに関係する事業の一部についてご説明させていただきます。

（1） 利用者支援事業です。
基本型ですが、今回の計画期間より、「子どもなんでも相談」および、地域の身近な拠点で気軽に子育ての悩みを相談できるよう、児童館10館と地域子ども家庭支援センター2か所を「地域子育て相談機関」として位置付けております。そのため13か所となっております。

　続いて（４）　子育て短期支援事業です。
ショートステイは立川市の至誠学園、トワイライトステイは地域子ども家庭支援センター多摩平で実施しております。ショートステイの利用はほぼ横ばい、トワイライトステイの利用が減少していますが、これは月の利用回数が多かった利用者の減少によるものです。

　続いて（６）　養育家庭訪問事業です。
養育支援が特に必要となる家庭を訪問し、養育能力を向上させるための指導や助言などを行います。対象が限られてきますので、対象家庭数とその支援回数で実績は年度により変動します。

　続いて（７）　地域子育て支援拠点事業です。
乳幼児親子の居場所である、いわゆる「子育てひろば」を指しています。少子化は進んでいますが、利用者は安定しております。令和６年度にみらいく３階に子育てひろばが開設されたことにより、実績が増加しております。

　続いて（８）　一時預かり事業です。
下段の「その他定期的な利用」が、地域子ども家庭支援センター多摩平と民間保育園にて園児以外のお子さんをお預かりする事業となります。利用実績は横ばい傾向でございます。保育園に入園する乳幼児が増えておりますが、それ以外の家庭で保育ニーズがある場合にお預かりができる体制を維持していきます。

　続いて（１０）　ファミリー・サポート・センター事業です。
預かり等の援助を希望する依頼会員と援助活動を行う提供会員の相互援助活動です。
件数は近年横ばいですが、ニーズが多様化していますので、委託先と連携し応えられるよう努めて参ります。

続いて（１２）産後ケア事業です。
以前より実施しておりましたが、新たに計画に位置づけられることになった事業です。宿泊型、通所型、訪問型の３つの類型がございます。産後ケアについては、年々ニーズが高まっており、希望する方がケアを受けられるよう、体制の整備を行っております。

続いて（１３）子育て世帯訪問支援事業です。
支援を必要とする家庭を訪問し、育児、家事などの支援を行います。こちらも従来より実施しておりましたが新たに計画に位置づけられました。
本事業も対象家庭の状況により実績は年度により変動しますが、新たにヤングケアラーも本事業の対象になりましたので、そういった支援が必要になる家庭を見逃さないよう、関係機関との連携を図ってまいります。

続いて（１５）親子関係形成支援事業です。
子どもとの関わり方に不安を抱えている保護者を対象に、心理士による連続講座を実施しています。会場はみらいくの子育てひろばで、お子さん同伴で受講できるようにしています。

会　長
ありがとうございました。
ただいまの報告に対してご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では次第７．報告事項に移ります。本日は6件あります。
報告事項（1）、「令和７年度児童虐待受理件数（速報値）について」、事務局からお願いたします。

事　務　局
令和７年度の日野市の児童虐待受理件数について、報告させていただきます。

お手元の資料に令和５年度から３年間の相談の受理及び対応件数が記載されております。
右下のグラフを見ていただくとお分かりいただけると思いますが、日野市の児童虐待受理件数は年々増加しており、特に令和３年度以降は急増し、令和５年度以降１，０００件を超える状態となっておりました。令和６年度にようやく減少に転じ、令和７年度は暫定値ではございますが７３３件と、急増する前の水準に戻ったところでございます。
減少した原因につきましては、はっきりとしたものはございませんが、虐待を未然に防ぐための周知啓発活動に力を入れておりまして、１１月の児童虐待防止月間を中心とした啓発事業を行っていることや、過去に虐待で保護者への注意喚起をしたことがある家庭での虐待の再発が減少していること、「子どもなんでも相談」が定着し、子育てに関する相談や子ども自身の相談を受け止める窓口ができたことで、虐待や不適切な養育に至る前に保護者や子

どものSOSを早期に受け止めることができ、保護者の気持ちの安定や支援サービスの導入につながっていることもあるのではないかと考えております。

ケースワーカーの対応件数も減少しておりますが、こちらについては、複雑な問題を抱えるご家庭も多くございまして、実感として職員の負担が以前よりも軽くなった、という印象はあまりありません。

しかしながら、依然として他市と比較すると件数は多い状況でございます。現場の感触としましては、市民の方々、または学校を始めとする関連機関の皆様からの疑わしきはまず子家センへ相談という流れが定着し、それによって早めの対応ができているケースが非常に多くございますので、この場を借りて関係者の皆様に感謝申し上げます。

子ども家庭支援センターが、みらいくに移転してからは、相談援護係のケースワーカーと母子保健係の保健師、またスクールソーシャルワーカーが同じ場所で机を並べて業務にあたることで、顔の見える関係のなかでより緊密な連携がとれるようになっています。

今後は妊娠期からの切れ目ない支援をより強化していくため、東京都が進めている「こども家庭センター体制強化事業」と呼ばれる、一定の基準のもとに継続して関わっていく妊婦さんを抽出し、「困ったら相談」してもらうのではなく、妊婦にとって身近な存在となって伴走していくことにより、産後のゆとり感を保っていくことができるような支援方法を試行的に開始していく予定で、関係する職員で準備をしているところです。

支援が必要な子ども達とその家族を一人でも多く救えるよう子ども家庭支援センター職員一同全力で取り組んでまいりますので、今後ともご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

会　長

ありがとうございました。
いまの報告に関して、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

委　員

説明があった通り、令和7年度でだいぶ減っていると思うんですけども、自分も子どもを育てる親なのでが、なるべく気づかれないようにしているとか、報告を隠すとかそういう事象があった場合も気づけるような対策をしているのかどうか教えてください。

事　務　局

家庭内での問題は外に出さないようにと考えるのは自然なことでございまして、そういった中で、子ども自身の悩みや抱えているものを発見していかないといけない、待っているだけではいけないというのは、当然私どもも日頃から意識しているところです。そういったと

ころに気づくための取組としましては、子ども自身が置かれている環境がもしかしたらほかと違うのではないか？自分のいる環境はもしかしたら適切ではないのではないかということを外に発信する力をつけてもらうという意味で、日野市独自で行っているものが、小学校四年生の児童を対象にした出前授業でございます。学校のご協力をいただいて実施をさせていただいております。ケースワーカーが学校に出向きまして、以前、子ども家庭支援センターの職員が手作りで動画を作らせていただきまして、小学生が主人公で、家庭でお父さんから叩かれたという経験があって、気持ちが落ち込んでいるところを先生が気づいてくれて、相談して解決に至ったというストーリーなのですが、そちらをご覧いただいて、終了後には児童に、もし相談したいことがあれば、子どもなんでも相談に相談してくださいということで、相談の仕方も含めてご説明をさせていただいているところでございます。

またそれと合わせまして、関係機関、日頃通っている所属の学校や保育園等の気づきも非常に重要になってまいりますので、関係する職員の方への研修やご説明も大事にしております。毎年ご希望がある保育園等にお邪魔いたしまして虐待を発見した時のポイントや気づくためのサインの見分け方みたいなところも、各施設を訪問させていただいて、ご説明をさせていただいているところでございます。また一般市民向けの啓発も講演会だけではなくてオレンジリボンキャンペーンという広報啓発をさせていただき、そういったものをきっかけに地域住民の方から子ども家庭支援センターや189に通報いただくこともございますので、地道な活動も含めて実施をしているところでございます。

委　員

ありがとうございました。

資料7の育成で育児しつけ、227人、令和7年度なのですがこの数字は結果的にはしつけだったので問題なかったという数字なのか教えてください。

事　務　局

育児、しつけにつきましては、保護者自身からの育児、しつけの相談の他に、虐待の通告のようなものが入って、過度なしつけであったのではないかという疑いの下で、ケースワーカーが訪問と調査をさせていただいて、結果的には保護者から良く聞き取りをさせていただいた上で、過度な育児しつけをしないようにと注意喚起を実施して、大体収まっているというような数字でございます。

委　員

ありがとうございます。急に増えているので、何かなと思いました。よろしくお願いします。

会　長

他いかがでしょうか。

委　員

虐待件数のグラフを拝見しまして、これまで母子保健と子家が一体となって、みらいくに組織統合がされて、なんでも相談が始まってということで、これまでの取り組みの成果が数字としてもはっきりと現れたということだと理解をしておりますけれども、そこの認識をお伺いしたいと思います。

事　務　局

ありがとうございます。私どもも取り組みの成果が現れてきたことであれば、非常に嬉しいなというふうに思っているんですけれども、本当にこれがそれによるものなのか、こちらでキャッチする件数というのはあくまでも氷山の一角なので、この辺りの我々が進めてきた、母子保健と児童福祉の一体化が本当に功を奏しているかというところの検証にはもう少し時間がかかるのかなというふうに受け止めているところでございます。身体的虐待が減少しておりますが、我々も虐待を受理する時にしつけのつもりで少し叩いてしまったっていうところも、虐待として受理をするのかこれは不適切でたたいてしつけをするというのはいけないことですよということだけで虐待に当たらないというふうに判断するのかなどというところが、非常に見極めが難しいところでございまして、そういったところをどういうふうにして取っていくのかというところは非常に職員同士で議論が交わされるところでございます。そういったところのブレでも、少し件数の変動も出てきますので、同じ基準で続けていく中でこのまま減少傾向が続いていくようであれば先ほど、中田部長がおっしゃっていただいたとように、みらいくができた成果というところかなというふうに判断できるのではないかと思っているところでございます。

会　長

他いかがでしょうか。

委　員

この虐待の報告の道っていうのは子どもから発信なのか、学校や園などそういった機関からの相談なのか、また、ご近所からの通報や、様々な道があるかと思います。その中で、子どもが誰か親に頼ったりっていうのも難しいっていう話も聞いたことがあるのですが、どういった比率があったり、何かありましたら教えてください。

事　務　局

ここに出ている数字、733 件、令和 7 年度おおむねなんですけれども、やはり学校、保育園とか、そういう教育現場からの先生の通告がマジョリティを占めていると思います。　そ

れ以外でも、例えば近所の方からこの家から泣き声が非常に激しくするとかそのような通告も入ったりします。割合的には学校であるとか、保育園とか幼稚園、児童館学童クラブとか、そういう教育関係の機関からの通告が大半を占めていると認識しております。

委　員

ここでグラフを見ると令和２年から急に変曲点が高くなっているんで、ここで一気に伸びているっていうのはデータ上分かると思います。ということはここの切れ目で何かがあったっていうようなことだと、多分皆さん認識されていると思います。そこで先ほど言われたようにサポートが認知されたということで、伸びてきているのであれば、みらいくっていつでしたっけ？

事　務　局

ちょうど２年前です。

委　員

ということは、その前にもこう上がっているのでその前から認知されている部分はあったのかなっていうのは、このグラフから見えて、それから５年６年度で一気に伸びてきて７年で下がっているということは、認知されながら実際に下がっているので、これは評価できるのではないかなと私は思っているのですが、どう考えますか？

事　務　局

ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、この転換点のところで急激に上がってくるというのは全国的な傾向も割と似通っていて、日野市は確かに上昇幅が非常に大きいのですが、ここで何があったかというと、コロナ禍がちょうどこの時期にございました。皆様ステイホームということで、お家にいらっしゃって、子どもの泣き声とか家庭での喧嘩の声というところに非常に敏感になってきて、児童相談所や子ども家庭支援センターへの通告が増えてきたという事情がございます。
そういったところで、世間一般にも子どもの権利や子どもの虐待についての意識が高まってきたという背景もございまして、非常に件数が増えてきたところなのですが、そういった状況にあっても減少に転じているというところで、取り組みを評価していただいて、非常に嬉しく思っております。この状況に甘んじず、我々も引き続き対応の方を徹底してまいりたいと思っているところでございます。

委　員

学校としては、子どもから訴えがあればすぐに子家センの方にすぐ連絡して、そして対応していただいて、ありがたいなと思っています。ケースワーカーというか、不登校の感じですなんですけど、あまり学校に来られないようなお子さんがいて、そこの家庭の方に行って

いただきたいなっていうところに思っているところで、でも、保護者の方はそれは望んでないから学校としては、どうしても繋がってもらいたいと思っているところで、保護者が拒んでいるから行けませんというと、どうしたものかなというところで、困るところがあるんですけど、そういうところはどうするといいかなというのがあったら教えてください。

事　務　局

スクールソーシャルワーカーとそのご家庭へのアプローチという視点かなというふうに思っています。今スクールソーシャルワーカーが各校リターントップとして配置していて、まあ、先生方、校内支援委員会の中で話し合って、お子さんのご家庭に環境にアプローチをするっていうのがあって、保護者の方からアプローチしづらいというケースは確かにあるというのはSSWからも聞いていますけども、何をすれば受け入れてくれるかという確固たるものは正直SSWは持っていないです。何回も繰り返すアプローチだとか、また間接的な必ずしも、その家庭にアプローチをするだけではないと思っていますので、例えば不登校であれば学校に今先生方配置している校内支援教室ですとか居場所ですよね。そういうところにお子さんに行っていただくとか、そういうようなアプローチはしているところではございますけども、なかなかその保護者の方のまだ家にはということに対しては、改善策と言いますか、そこの部分についてはストレートにこれだってものは申し訳ございませんが持ってはいないです。やっぱりこういろんな関係機関を通してあの手この手というか、そういう部分でアプローチしているというのは実情です。

委　員

学校で困っているのは、連絡が取れない、電話しても出ないというところで離れている、困っているようなところがあるので、どういう形かでしていただけるところはあるかなと思って。

事　務　局

まずはやっぱり学校にSSWにそういう実情をお話ししていただいて、SSWの関係機関で繋ぐことができるのかどうかを含めて、学校と一緒に考えていくっていうサービス。どこに聞けば大丈夫ですよということをあまり持っていないので、やっぱりいろんなケースがございますので、いろいろな関係者で話し合いながら進めていくというスタンスかなと思います。

会　長

他はいかがでしょうか。よろしいですか。

続いて、報告事項（2）、「児童館条例の改正に関するパブリックコメントの実施について」、事務局からお願いたします。

事　務　局

お手元資料の 8 をご用意いただければと思います。「日野市立児童館条例の改正に関するパブリックコメントの実施について」でございます。まず、条例改正案の概要をご説明させていただきます。表面、１（１）をご覧ください。

令和 9 年度から、まんがんじ児童館を市内児童館のセンター館と位置づけまして、児童館の役割や分類を見直す再構築を行うものとなってございます。現在は、地域型児童館として 7 館、基幹型児童館として 3 館の合計 10 館という区分で運営をしてございますが、改正後はセンター間を 1 館、基幹型児童館を 4 館、児童館を 5 館というような形で三つの分類になるというな形になってございます。基幹型児童館には新たに現在のあさひがおか、さかえまち、ひらやまに加えまして、みさわ児童館が加わる形となってございます。なお全体の児童館の総数は 10 館で変わらずでございまして、児童館の廃止や統合を行うものではございません。

またセンター館につきましては、市内の児童館を統括する役目としまして、職員等への研修ですとか、子どもの声の集約、また、市役所の他部署、他関係機関との相談窓口の、取りまとめを行うのなど全市的な機能を担う中核となる児童館となるという形となってございます。

続いて（2）ございます。たまだいら児童館とみなみだいら児童館、またここでセンター館となりますまんがんじ児童館について、この 3 館を中高生対応館というような形で位置づけまして、中高生への対応に特に力を入れていくということを規定していきたいと思っております。これは先ほど申し上げたセンター館、基幹型児童館、児童館との区分とはまた別の機能の上での位置づけとなってございます。開館日及び、開館時間の違いをご覧ください。中高生対応館は、火曜日から日曜日までを開館としまして、午前 9 時 30 分から午後 7 時まで開館いたします。また日曜日も開館をして、時間延長をさせていただきます。ただし、センター館につきましては、土曜日、日曜日は午後 6 時までとさせていただきます。一方で、中高生対応館以外の館につきましては、現在もそうなのですが、月曜日から土曜日までの開館となり、閉館時間も午後 6 時までとなってございます。なお、中高生対応館もこれまで通り、児童館の利用対象者であります 0 歳から 18 歳までのお子様、またその保護者の方がご利用いただけるということは、引き続き継続してまいります。中高生の利用がよりしやすい時間帯また曜日の開館等をするというような形での位置づけとなることを、ご了承いただければと思います。

続いて裏面をご覧ください。パブリックコメントのスケジュールと実施方法でございます。まず。1 の実施方法でございます。資料はですね、電子媒体として、地域共創プラットフォームと市ホームページで配布、閲覧ができるような形にさせていただきます。　また紙媒体としましては、市内の児童館、図書館、子育て課の窓口、また豊田駅連絡所、七生支所などで、閲覧ができるようにさせていただきます。またご意見につきましては日野市地域共創プラットフォームという電子フォームがございまして、こちらから必要事項を記載して、意見をご提出いただくことが可能です。また、②としましては、必要事項を記載した書面をご作成いただきまして、郵送やファックス、E メール、持参等でご提出いただくというな形で、それぞれ意見の提出ができるような形となってございます。

最後にスケジュールでございます。2 のスケジュールをご覧ください。記載の通り、意見の募集は 8 月 1 日から 31 日までの 1 か月間で実施をさせていただきます。また募集期間中にはなるのですが、8 月 19 日にこちらの子ども・子育て支援会議の第二回の会議が開催予定となってございますので、この場で、途中経過の報告等ができればということで、今予定をしております。その後、8 月 31 日までの意見募集をさせていただいた後に、9 月中旬頃までにいただいたご意見への回答を整理させていただきまして、12 月の第 4 回の定例会、市議会で、条例の改正案を上程し、そこでご審議いただく予定となってございます。本日は、条例改正案の概要とパブリックコメントの実施の内容案につきまして、ご説明をさせていただきました。次回、8 月 19 日の第二回の会議にて、改めて途中経過のご報告ができればと思っております。子どもまんなか、という視点で、児童館がよりよい居場所となるように進めてまいりたいと思っております。私からの説明は以上でございます。

会　長

ありがとうございました。
ただいまの報告に対して、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

委　員

児童館の活動ってことで、ちょっと個人的なところも入るのですが、私は滝合地区に住んでいるのですが、滝合地区には実は児童館がないっていうのがありまして、何か日野市に言いたいっていうわけじゃないのですが、空白地域をなるべく埋めてほしいなっていうところがあるのですが、質問というかですね、なんで万願寺なのかなっていうのが、日野市の真ん中っていうと、大体多摩平だとか、そういうところになると思うのですが、万願寺はどっちかというと立川とか向こうよりなので西側からだと、センター館に全員に行くわけじゃないですけど、なんでまんがんじ児童館にしたかなっていうのを教えてもらいたいのと、後はなるべく空白地域を埋めてっていただければと思いますので、質問としてはまんがんじ児童館がなんで設定されたのか教えていただきたいです。

事　務　局

ご質問ありがとうございます。まず、ご質問いただいた中で、なぜ、まんがんじ児童館をセンター館と位置づけるのかというところでございます。センターというような形で、児童館全体の中心というような意味合いを我々としても思っているのですけれども、位置的な中心というよりは、全 10 館あるうちの、中核中心というような意味でのセンター館という名前となってございます。また、令和 8 年度に、まんがんじ児童館は建て替えを予定しておりまして、今の建物から今現在ですね、工事が進行中なのですけれども、今年度中に建て替えをして新しい児童館として開館をするというようなタイミングもございまして、この機会をとらえまして、新たにですね、相談室の新設ですとか、センター館として必要な機能等を備えることができるというようなところも踏まえて、まんがんじ児童館をセンター館というような形で位置づけて、市内の児童館の統括というような機能を持たせようというようなとこ

ろで考えたというところでございます。またもう一点ですね、空白地域のところでございます。おっしゃる通り、確かにエリアによっては、市内 10 館あるといえども、なかなかちょっと児童館で遠いとところもあることは承知をしております。児童館としてはですね、移動児童館等も行いながら、なるべくそういった通いづらいというような声に、お応えができるようにということ。なかなか全て網羅できてないところもあるのですが、そういった形で対応していければというふうに思ってございます。

委　員

ありがとうございます。よろしくお願いします。

会　長

他いかがでしょうか。ないようであれば次に進みたいと思います。

報告事項（3）「学童クラブに対する民間活力導入方針について」事務局から報告をお願いします。

事　務　局

続きましてお手元、資料 9 をご用意いただければと思います。

学童クラブの民間活力導入の方針についてでございます。まず、これまでの経過でございます。学童クラブはですね、保護者の方が就労などで、昼間お子様を見られない場合に、放課後の適切な遊びや生活の場を提供する事業でございます。

市ではですね、これまで育成時間の拡大ですとか、児童数また利用率の増加に伴う育成環境の整備など様々な課題に取り組んでまいりました。民間活力の導入につきましては、平成 29 年度から保護者の方、また現場で働いている支援員等を含めた検討会を継続的に実施しまして、安全性安定性利便性やコストなどを議論する中で、平成 31 年の 4 月、令和元年度になりますけれども、しんめい学童クラブと七小学童クラブに導入をしたところを皮切りに段階的に進めてまいりました。現在、令和 8 年 4 月 1 日時点で、全体 29 施設のうち 18 施設に公設民営として運営をさせていただいているというような状況でございます。なおですね、これまでの導入の経過につきましては、裏面の一番下のところに参考として、年度ごとに表示をさせていただいておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

続きまして 1 の令和 9 年度令和 10 年度の民間活力の導入予定でございます。先ほど申し上げました通り、現在全 29 施設のうち 18 施設に民間活力を導入しておりまして、残る 11 施設が公営での運営となってございます。この 11 施設につきまして、令和 9 年度と令和 10 年度の 2 か年で民間活力の導入を行う予定でございまして、令和 10 年の 4 月には、全 29 施設の全てが公設民営での運営となる予定でございます。事業者は、原則として同じ学校区内にすでに他の学童クラブを運営している事業者がおりますので、そちらの事業者が運営をで

きるように調整を進めてまいりたいと思ってございます。対象施設及び対象年度につきましては、その下の（2）の表に記載の通りでございます。令和 9 年度が 4 施設、令和 10 年度が 7 施設を予定してございます。

続きまして、裏面ですね、委託する学童クラブの事業内容としまして、委託で変わることなどについてご説明をさせていただきます。通年コースと三季コースというような日野市の学童クラブの特徴でありますコースの選択であったり、学級閉鎖や学校閉鎖時の開所、入退室のお手続き、おやつの提供、障害のあるお子さんへの支援などですね。また市が主催する相談事業や個人面談の実施など、事業の内容につきましては、これまでと変わらずに民営化後も実施をしていくところでございます。

一方で、変わる点としましては大きく二点ございます。一つは後ほどご説明させていただきますが、育成時間が拡大をされるということになります。もう一点は、学童クラブで勤務する職員が、公営の職員から、民間事業者の支援に交代するというようなことになります。支援員の交代につきましては、お子さんへの影響を最小限にするために、段階的に支援員を配置しまして、一人一人の様子を把握し把握しながら、きめ細やかに、引き継ぎを行って、順次ですね、運営を進めてまいりたいというふうに思ってございます。

その下囲みの中をご覧ください。先ほど申し上げた育成時間の拡大についてでございます。公設民営の学童クラブでは全ての開所日で午後 7 時までの育成を行います。公営の今の学童クラブにつきましては、平日が午後 6 時 30 分まで、土曜日は午後 5 時 45 分までというような形で運営をしてございますので、ここが拡大されるというな形になります。また土曜日につきましては、公営が現在午前 8 時 30 分からですね、朝スタートしているところが、午前 8 時に早まるというところで、こちらも拡大されるというような形で、保護者の方の就労ですとか通勤の時間により対応しやすくするものとなってございます。こうした見直しを行う背景としましては、学童クラブ事業を今後も安定的継続的に運営し、人材を確保しながら育成時間などのサービスを充実させたいというような思いがあっての変更となってございます。

最後に 3 のスケジュールでございます。令和 9 年度に向けたものを参考に表示をさせていただいておりますけれども、令和 9 年のですね、1 月から 3 月、今年度の 1 月から 3 月を運営準備期間としまして、先ほど申し上げた通り民間事業者の支援員が順次、学童クラブに入っていきまして、公営の職員と民営の職員が一緒に勤務するような期間を一定程度設けさせていただいております。その後ですね 4 月 1 日からの委託業務の開始に向けてですね、引き継ぎを行いながら、またお子様たちにはですね、そこで働く職員の顔を覚えてもらいながらですね、運営を迎えるというところで、全体のスケジュールを組んでございます。こちらは令和 10 年度につきましても同様に、準備期間を設けさせていただきまして、円滑に移行できるように進めてまいりたいというふうに思ってございます。お子様が安全に楽しく過ごしてですね、保護者の方が安心して働ける、安定した学童クラブの運営を着実に進めていくためにですね、このような形で進めてまいりたいというふうに思ってございます。ご説明は以上でございます。

会　長

ありがとうございました。ただいまの報告に関してご質問、ご意見はございますか。

委　員

説明ありがとうございます。内容はよく理解したのですけども、令和 9 年、令和 10 年に向けてのご予定ということで、学童クラブの数が示されていて、それぞれ既存の事業所への依頼を行って事業運営をするというご説明だったかと思うのですけども、支援員さんも雇用する側の事業所さんがある程度、次年度、次々年度に向けてまで、支援員の確保というのは担保ができているのでしょうか。今かなり、いろんなところで話が出ているのですけども、余談になりますけど、私は知り合いが学童クラブで働いている方がいますけども、激務と問題は言いませんけども、かなり業務は忙しいというような話も聞いていますけども、ここまでのこのスケジューリングができているっていうことは、支援員さんの配置も含めて、概ね予定ができているのかどうかお聞かせいただければと思います。

事　務　局

おっしゃる通り、人材の確保という点では、実際に運営している事業者も様々努力を重ねる中で、我々の求めている基準に沿って、配置をしていただいているところでございます。また今後の予定というところで、9 年度 10 年度のこういったプランを示させていただいておりますけれども、こういった内容も実際に今委託をさせていただいている事業者の方にもお話をさせていただいておりまして、そういったところも踏まえて、計画的に人材の確保に向けて、動いていただけるように、そこは市とも協力しながら進めていければというふうに思っております。

会　長

確認の意味で、この事業者については、近くで行われているところにお願いするというのがありますけど、時に事業者を選定するという、各自治体がしていたりしますけど、そのあたりはもちろん、事業者が例えば第三者評価とかそういうのでうまく運営されていて問題なければいいのですけども、時に問題があったりとか、あるいはなかなか財政的に難しいところにより多く頼んでしまって受けたが、難しい状況があるとかっていうのを聞いたりしますけど、この場合は、設計作業はなくお願いするという形なのでしょうか。確認をお願いいたします。

事　務　局

先ほど申し上げた通り、基本的には原則、同一学校区内で、既に運営実績のある事業者への委託を予定しているというところでございます。年間を通じてですね、委託が始まった初年度には 3 回の評価というものを学童クラブの統括をしている児童館にいる職員と後は子育て課の職員も含めてですね、実施させていただいております。また 2 年目以降も評価を継続して実施をする中で、その運営に問題がないというところは担保させていただいているとこ

ろでございます。また、今後の選定というところですけれども、基本的には問題がないところは継続しているところでございますけれども、運営状況を見回し必要なタイミングでそういったことも、検討はさせていただければというふうに思っているところと、後はそういった第三者評価というのは、市の職員以外の評価につきましても、今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

委　員

当初始めたしんめい学童クラブとか七小学童クラブとかで、今 18 施設もう民間に委託していると思うのですけどもその中で、保護者とか、そこにいる子どもたちとか評価としては民間になってよかったっていうのか。いや、もともと公営の方が良かったという、どういう評価なのか。分かる範囲で教えてください。

事　務　局

今現在、学童クラブでは毎年夏頃になるのですけれども、利用者アンケートというような形で、多くは保護者の方がお答えをいただくのですけれども、質問の中には直接お子様にでもお答えをいただけるような項目を設けて、アンケートの実施をさせていただいているところでございます。かなり多くの方の回答をいただけるようなアンケートになってございまして、その中で、特に事業者が変更されたことに対しての特別なこう厳しいご意見というところは、現時点ではお受けしていないところで、概ねその事業者が変更された後も、日野市としての学童クラブの事業としての評価というものは、一定程度いただいているところかなというふうに理解をしているところでございます。またアンケートの中で、何か個別にご指摘をいただくようなことがあれば、先ほど申し上げた通りの定期的な我々としての評価のタイミングや、あとは日々の巡回の中でエリアマネージャーと言われるようなエリアを担当する職員が巡回をしておりますので、そういった業務の中で、個別のケースについては対応していく中で、そういった質というところの担保はさせていただければというふうに思ってございます。

委　員

学童クラブについて、公設民営ということなのですけども、大きな事故とかトラブルが起きた場合の責任の所在が自治体なのか、この運営の事業者なのかっていうのが結構分からない時があるのかなと思って、そういう場合って、こうトラブルが起きた場合に初動が遅れたりするのかなと思うのですが、そこら辺について市としてどういうふうに考えているのかっていうのを聞かせていただきたいなっていうのと、引き継ぎ等はちゃんとしているのかなと思うのですが、子どものアレルギーの情報とか発達上の特性とか、そういったものを含めてですね、引き継ぎ等がされているのか、ノウハウとかですかね。そういった意味で質の維持っていうのはされているのかなと思うのですが、そういった施策をちゃんとしているのかについてお伺いしたいです。

事　務　局

まず一点目のですね、その責任の所在というなところでございます。我々学童クラブについては公設民営、民営委託というような形を取っておりまして、あくまでも市が設置をして、市の管理をする中で、民間事業者に委託をしていくというような形態を持ってございますので、当然委託後も、実施主体としては、市であるというふうになります。国のですね、放課後児童クラブ運営指針等でもですね、「育成支援の観点から、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が継続的安定的に運営する」ということが求められておりますので、運営自体はもちろん、そういった形で民営委託をしていくのですけれども、実際に何か起きた時にはですね、当然、委託事業者もそういった形で本部が入ってですね、対応していきますけれども、それと同時に、市の方にも報告があって、一緒にそういった何かトラブルがあれば解決をしていくというところになりますので、そういった形で対応はさせていただいております。

もう一点が、引継ぎ事項についてでございます。先ほど申し上げたですね、年が明けてですね、1 月から、順次引き継ぎというような形で、並行して稼働する期間というのがございます。その中で、引継ぎ事項としてはですね、当然全体の日野市の学童クラブの運営というところは引き継ぐのですけれども、特に今おっしゃられたようなですね、個別のお子様の特性であったりですとか、当然アレルギーの内容であったりとか、特にその運営上ですね。安全管理に直接結びつくような項目というのはより重点的に、細かくですね、引き継ぎをさせていただく事項の一つとなってございますので、そういったところで、重点的に引き継ぎをしながら、四月以降の運営を迎えられるように、準備を進めてまいりたいというふうに思ってございます。

委　員

ありがとうございます。ちなみに月額の料金ってこのまま変わらないのかっていうのと、あとは開所時間が長くなるということについて、先ほども出ましたけど、働いている人の処遇ですかね。この辺についても維持されているのかっていうか、改善も含めてされているのか確認をさせていただきたいです。お願いいたします。

事　務　局

まず月額のところでございます。利用料金につきましては変わらずになりまして、通常の育成料というところで、5 時 45 分までであれば、月額 6000 円、また午後 6 時半までの延長であれば 1500 円で、午後 7 時まで解消時間が伸びるというところで、7 時までもし利用されるという場合には、2500 円という延長料金になるのですけれども、そういった形で段階的な負担はしていただいているのですけれども、基礎となる月額については変わらないというような形となってございます。

先ほどおっしゃっていただいた、学童クラブで働く支援員の処遇というところでございます。我々は運営委託を行うにあたりましては日野市の公契約条例というものに基づいてですね、委託をさせていただいておりまして、その中で、最低単価というものは設定されていまして、東京都内の最低賃金よりも少し高いようなところでの単価が設定されていて、その単

価を必ずあの従業員の方にはお支払いするというような形で、委託の前の段階の契約の段階で、そういった縛りを設けて、そういったところの担保はできるようにしておりますので、そこはご安心いただければと思っております。

委　員

公契約条例の言葉が聞きたかったのですが、連合南多摩なので、連合としても、公契約条例を結ばせていただいているので、その言葉が聞きたかったです。ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

会　長

他ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では報告事項（4）「こども性暴力防止法の施行について」に事務局から報告をお願いします。

事　務　局

資料番号等が入ってないのですけれども、こども性暴力防止法と大きく書かれた資料をお手元ご用意いただければと思います。こちら裏表で3枚になっているかと思います。こちらに基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まずは一ページ目、ご覧いただければと思います。こども性暴力防止法の概要となってございますけれども、こちらこども性暴力防止法につきましては、令和8年の12月25日、今年の12月25日に、施行が予定されている、新しい法律となってございまして、通称をこまもろうというような愛称がついているものとなってございます。子どもへの性暴力につきましては、子どもの心と体の発達に深刻な影響を与えるものでございまして、決して許されるものではないというところで、この法律は学校や保育所、学習塾など子どもに教育や保育などを行う事業者に対して、性暴力を防ぐための取り組みを求めるものでございます。事業者に求められる取組としましては、大きく四つございます。

一つ目が日頃から子どもを見守り、相談を受けられる環境を作るということ。二つ目としましては、子どもと接する仕事に就く方について、性犯罪の前科がないということを確認するということでございます。3点目が、性暴力の恐れがあると判断される方につきましては、その方を子どもと接する業務につかせないようにするということが記載されてございます。また四つ目としましては、確認した前科などの情報を厳重に管理するということがそれぞれ事業者に求められる取り組みとなってございます。このうち特徴的なものとしましては、二点目に挙げた、性犯罪前科の有無の確認というところでございます。2ページの中段やや下になりますけれども、確認の対象となるものとしましては、不同意わいせつ、痴漢、盗撮といった、特定性犯罪と呼ばれるような性犯罪の前科を指すものとなってございます。確認は国のですね、子ども家庭庁が作成しておりますシステムを通じて、

本人の戸籍などをもとにプライバシーに配慮した上で、行われるものとなってございます。

続いて3ページをご覧ください。対象というところになるのですけれども、対象としては、大きく二つの種類に分かれるような形になります。一つ目はですね、義務対象の事業でございます。学校ですとか、認可保育所、認定こども園、児童養護施設、障害児施設などが、こちらに当たりまして、これらは公立や私立を問わず取り組みが義務づけられるものとなってございます。もう一つが、認定と呼ばれるような認定対象となるものとなってございます。こちらには認可外の保育施設ですとか、学童クラブ、学習塾やスポーツクラブなどといったものが該当してまいります。これらは国の認定を受けることで、制度の対象となるものとなってございます。認定を受けた事業者には、認定マークと呼ばれる、こちらのこまもろうマークというようなものが配られて、掲げることで、認定事業者であるということが、公にできるというものとなってございます。

日野市としましては、この制度に関しまして、三つの立場を持つというような形になります。一つ目が、市自身が事業者、事業を実施する主体という立場になります。市立の小中学校ですとか、幼稚園保育園、児童館などは、義務対象として、市が取り組みを行うものとなります。二つ目は、私立の施設などを所管する所轄庁としての立場がございます。市が所管する施設について、取組を支援しまして、国への登録の取りまとめなどを行ってまいります。三つ目が認定対象事業を行うという、そちらも事業者としての立場になります。学童クラブなどについてはですね、必要に応じて認定を受けて、この制度に基づいて取組を進めてまいります。市では子ども部、また教育委員会とですね、人事担当部署を中心に全庁的な体制で準備を進めております。全庁の調査を行いどの施設、どの職種が対象となり得るかを把握して、現在整理をしているところでございます。その上で、施行に向けて相談窓口の整備ですとか、職員向けの研修、服務規律と採用時の確認方法の見直し、また現に働いている職員の前科確認の進め方などの整理、あとは認定対象事業の認定申請をするかどうかというところの検討。関係する例規の改正などですねかなり多くのものにはなるんですけれども、必要な準備を順次進めているところでございます。なおですね、参考になるんですけれども、現に働いている職員の前科確認は全国で、約280万人が対象となるということが予想されておりまして、施行の日、12月25日から、おおむね3年をかけて計画的に進めることとされております。

この制度は、何よりも子どもの安全を守るためのものでございますけれども、同時に働く方のプライバシーですとか、適正な手続にも十分に配慮して進める必要がございます。確認の対象は、あくまで特定の性犯罪の前科という客観的な事実でありまして、情報は厳重に管理されるものとなってございます。また、子どもや保護者の皆様にもわかりやすい形で周知を行いまして、子どもが安心して相談できる環境づくりを進めてまいります。市としまして子どもを性暴力から守る、安全な環境づくりを着実に進めてまいりたいと思ってございます。

会　長

ありがとうございました。

いまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

それでは報告事項（5）「子ども条例委員会からの答申について」事務局から報告をお願いします。

事　務　局

報告事項（5）「子ども条例委員会からの答申について」ご報告します。資料 11、12 をご覧ください。

まず、資料の 11 をご覧ください。最初に、子ども条例委員会についてご説明をさせていただきます。日野市は、日野市子ども条例第 20 条に規定される子ども条例委員会を令和 6 年度に設置しまして、子どもの権利の保証を擁護の状況の検証を行っております。委員構成はですね、公募市民が 5 人、青少年福祉教育などの学識経験者が 5 人ということで、合計 10 名の方に委員をしていただいております。

令和 6 年度 7 年度は、市長から日野市子ども条例の周知啓発について、また子どもの権利侵害に対する相談救済体制についての諮問を受けまして、検証結果を踏まえた答申を策定し、報告をいたしました。

続いて、②令和 6・7 年度の答申についてご説明をさせていただきます。資料の 12 も合わせてご覧いただければと思います。各諮問事項の答申総括でまとめておりますので、こちらで説明をさせていただきます。まず令和 6 年度、日野市子ども条例の周知啓発についてです。資料 12 の 5 ページをご覧ください。「日野市子ども条例の周知啓発について検証を行ったところ、条例の存在を知らせること自体を目的とするのではなく、子どもの権利が実際に守られる状態を社会の中に実現することを最終的な目的とすべきだというような点を再認識した。周知啓発の基盤として学校との連携は不可欠であり、配付物や掲示学習用端末のブックマークなど導入的手段にとどまらず、日常の教育活動の中で子どもが体感し、家庭で対話にも波及するような取り組みが効果的である。子どもと大人双方に働きかけ、行政学校地域が連携し、子どもの主体的参加と体験を伴う多様な機会を継続的に提供することで、子どもの権利の実質的な保証につながる周知啓発を一層推進していくことが肝要である」という答申内容となってございます。

続いて令和 7 年度子どもの権利侵害に対する相談救済体制についてですこちらは主に子どもを何でも相談及び子どもオンブズパーソンの内容となってございます。資料 12 の 8 ページをご覧ください。「子どもなんでも相談と子どもオンブズパーソンが並列してリーフレットに掲載されているが、特に急ぎの相談の時には子どもが迷わないように窓口の目的や機能を分かりやすく整理して案内することが大切である。学習者用端末から子どもなんでも相談のページにすぐアクセスできるようになったのは、部局同士が協力した成果であり、子ども部、教育部、健康福祉部が垣根を越えて連携できたのは評価できる。両事業とも立ち上がって間もないため、相談体制の整備という点で発展途上であるが、既に事業として動き出しており、実績もある。また周知啓発を行っているところであり、早急な一本化など全くの 0 ベ

ースに戻ってやり直すのは現実的ではない。したがって、双方の関係性の整理や調整をし、引き続き、子どもの権利の保障を擁護に資するような相談救済体制の実現を目指していくべき」という答申内容であります。

最後に資料 11 の裏面をご覧ください。子ども条例委員会の仕組みについて、図示したものであります。こちらは図をご覧いただければと思います。事務局の説明は以上でありますけれども、ここで子ども条例委員会の委員長もお務めいただいております。田中会長よりご所見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

会　長

それでは所見ということで、少しお話させていただきます。

まず、市長の答申を受けて、この条例委員会にかなり時間をかけて、それからエネルギーを使ってですね、議論何度も繰り返してこの答申を作成しました。是非ともですね、皆さんにはお読みいただきたいと思っております。私個人的には、日野市は子どもの権利について非常に先進的に取り組んできた、そういう歴史もありますし、委員会等で話し合っていていうところがあって、私は他の地方、地域と比べても、非常にそこの辺りは進んでやってきたなっていう思いを持っております。今回のこの内容についても、非常に何度も議論を繰り返して、こういうようにまとめたところです。内容については、読んでいただければ、わかりますけれども、市長に直接この答申をお渡しした時にお話させていただいたのは、委員会もそうですけども、事務局の方がいろんな情報を集めていただいて、そして、ここに文章化しているものを後ほど委員会でも見ていくのですけれども、そもそもこれらを作成していただいたのは事務局で、その時間、労力はかなりだったと思います。ただそこはですね、委員会も事務局もある意味当然のことしたまでで、やっぱり子どもに向けてというところで、この委員会も同じですけれども、やっぱり日野市の子どもたちに向けてということが大事かと思っています。

あと一つはですね、先ほどもちょっと話題になった児童虐待のところで、何かあれば、学校の先生、現場の人たちが、児童虐待を伝えられるというのはありますけど、学校に来ない、来られない子どもたちはどうなのかっていうのはここでも話題になりました。子どもの権利であれば、全員にそれを認めたいし、そういうのを主張してもらいたい。一方では、不登校だけではないですけど、学校に来られない子ども達もいるのです。そういう子達の権利はどういうふうにしていくべきかというのは、かなり議論されたところで、なかなか答えに見つけられないところもありましたけども、そんなことを踏まえて、市長にはお伝えして、これはここで終わったものではないので、これからも話し合っていきますし、今、図を見て説明がありましたように、この委員会とも連動していますので、こういう話題もこれから出てくると思いますので、子どもたち目線で話し合いがこれから建設的に生産的にできたかというふうに今思っていますし、その時にはその形で、短い時間だったのですが、市長お伝えしました。今後ともこういう話題が出てきたら、いろいろと議論していきたいというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

事　務　局

ありがとうございました。

会　長

今の報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

それでは報告事項（6）、「日野市家庭的保育事業等における虐待等案件発生時の報告先について」事務局から報告をお願いします。

事　務　局

報告事項 6、「日野市家庭的保育事業等における虐待等案件発生時の報告先について」ご報告をさせていただきます。資料 13 をご覧ください。

まず、1 制度改正の背景でございます。大きく二点ございます。一点目保育所等における虐待等の不適切事案に対し、子どもや保護者が不安を抱えることなく安心して、保育所等に通う、子どもを預けられるような環境を整備をしていく必要がある。二点目、児童養護施設などや障害者施設、こうした施設については、職員による虐待などの発言時の通報義務などの仕組みが設けられているところ、保育所などにおける虐待などへの対応についても、同様の仕組みを設ける必要があるといった社会的背景がございます。

続いて改正内容でございます。保育所などの職員には虐待について、児童福祉法を改正しております。こちら令和 7 年 10 月の施行でございます。児童養護施設などの職員より虐待と同様記載をさせていただいております。1 から 5 の規定を設けているところでございます。

続いて 3 対象施設事業でございます。所管行政庁の日野市のところですね、上から 2 番目になります。そちらをご覧ください。主な事業内容といたしましては、例えば子ども誰でも通園制度や学童クラブなどが対象となってございます。

続きまして、次ページの 4 具体的な取り組みをご覧ください。記載の取り組みを実施しておりますが、特に 4 のですね。④報告先への意見徴収につきまして、次ページの５報告先の指定についてご説明をさせていただきます。恐れ入ります、次ページをお開きください。

報告先につきましては、児童福祉審議会か市町村の長があらかじめ指定するものが、その報告先となります。日野市といたしましては、児童福祉審議会の設置ではなく、知見のある児童福祉従事者や学識経験者を指定させていただきました。指定者につきましては、本支援会議の田中会長、遠藤委員、また市内の医師であります福田医師、また成瀬弁護士にご依頼をさせていただきまして、指定をさせていただいております。6 虐待発生者の対応については記載のとおりでございます。

会　長

ありがとうございました。以上の報告に関して、ご質問等ありましたらお願いいたします。

では続いて次第の8．その他になりますが、何かございますか。本日の審議事項や報告事項に対しての追加のご意見やご質問でも結構です。

委　員

先ほどの審議事項6でご説明いただいた、資料4のところで、戻ってしまうのですが、子ども子育て支援事業計画の進捗状況で、令和7年から令和11年度まで児童数の設計を記載してもらっていて、だんだん減っていくというのが時代の流れだと思うのですけど、この減っていく方に対したら、今あのいろいろご説明をいただいた中では増やすとか児童館をとかあるのですけど、今後時代とともにだんだん児童が減っていく上での施策というか、どのように考えているかっていう日野市の意見がありましたら教えていただきたいです。

事　務　局

保育園のことについて、回答させていただきたいと思います。今後子どもの数が減って、一方でまだ保育園を利用する方は増えておりますので、しばらくは横ばいかなとは思っているのですが、そのうち子どもたちが少なくなってきた場合には、今の公立の保育園、そして民間の保育園がたくさんありますので、公立保育園を統合したりしながら調整をしていくといったところは今考えているところございます。

ただ一方で今年から、国の子ども誰でも通園制度もできまして、保育園とか、そういった施設を使っていない0歳から2歳のお子さん向けにそういった保育施設を利用できるといったものもございますので、そういったところも、確保してという意味では、まだまだ施設のニーズというのですかね。そういったところが必要になってくると。ただ減ってきた段階では公立保育園を調整することでやっていこうかなというふうには思っております。

委　員

ありがとうございます。

会　長

では、以上で本日の議題はすべて終了しました。最後に、次回の日程の確認を事務局からお願いします。

事　務　局

次回第２回会議の日程についてご案内いたします。

8月19日（水）午後６時30分より、本日と同じこのみらいく多目的室にて開催とさせていただきます。後日改めて開催通知をお送りいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委　員

以前この会議でもお話ししたのですが、ヤングケアラーの支援マニュアルというものをお配りして、それぞれの部署の方で別なルートから令和8年版が東京都から来ていまして、当法人がヤングケアラーコーディネーターを受託しているということもありまして、本日主管課から持ってきてもらっていますので、もし令和8年度版のヤングケアラーコーディネーターの支援マニュアルをお持ちじゃない方はぜひお持ち帰りいただければと思いますので、よろしくお願いします。

会　長

ありがとうございました。他よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了します。お疲れ様でした。

閉 会